

伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第54号

伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第55号

伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年伊勢崎市条

例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「、扶養手当」及び「、住居手当」を削る。

第4条（見出しを含む。）中「扶養手当、」及び「及び住居手当」を削る。

第5条第2項中「及び扶養手当の月額合計額」を削り、「100分の200」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第56号

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第13項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

単位：円

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300

12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200

40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		

68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					

96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					
98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					
101		296,300	344,300					
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					
108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						

	124		303,100						
	125		303,400						
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

単位：円

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	158,300	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	387,300	418,700
	2	160,000	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	389,400	420,300
	3	161,700	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	391,500	421,700
	4	163,400	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	393,500	423,200
	5	164,900	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	395,200	424,500
	6	166,600	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	397,200	425,900
	7	168,400	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	399,300	427,400
	8	170,100	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	401,400	429,000
	9	171,600	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	402,900	430,300
	10	173,500	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	404,700	432,000
	11	175,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	406,400	433,700
	12	177,200	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	408,100	435,300
	13	178,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	409,800	436,700
	14	180,600	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	411,300	438,400
	15	182,300	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	412,900	440,100
	16	184,000	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	414,400	441,700

17	185,900	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	415,700	443,100
18	188,000	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	417,200	443,800
19	190,100	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	418,700	444,500
20	192,200	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	420,200	445,200
21	194,400	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	421,700	445,600
22	196,800	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	423,000	446,200
23	199,200	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	424,300	446,900
24	201,600	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	425,500	447,500
25	204,100	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	426,500	448,300
26	205,900	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	427,200	449,000
27	207,700	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	428,000	449,500
28	209,500	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	428,800	450,000
29	211,400	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	429,300	450,500
30	213,200	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	429,700	450,800
31	215,000	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	430,100	451,100
32	216,700	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	430,400	451,500
33	218,600	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	430,700	451,900
34	220,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	431,100	452,100
35	222,200	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	431,400	452,400
36	224,000	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	431,700	452,600
37	225,700	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	432,000	453,000
38	227,400	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	432,300	453,200
39	229,100	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	432,600	453,400
40	230,800	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	432,900	453,600
41	232,200	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	433,200	454,000
42	234,000	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	433,500	
43	235,800	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	433,800	
44	237,600	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	434,100	

45	239,000	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	434,400	
46	240,400	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	434,700	
47	241,700	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	435,000	
48	242,900	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	435,300	
49	244,200	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	435,500	
50	245,300	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	435,800	
51	246,300	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	436,100	
52	247,200	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	436,400	
53	248,100	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	436,600	
54	249,200	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	436,900	
55	250,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	437,200	
56	251,500	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	437,500	
57	252,300	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	437,700	
58	253,500	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	438,000	
59	254,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	438,300	
60	255,600	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	438,600	
61	256,600	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	438,800	
62	257,600	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	439,100	
63	258,400	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	439,400	
64	259,400	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	439,700	
65	260,500	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	439,900	
66	261,500	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700		
67	262,600	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100		
68	263,500	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600		
69	264,600	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000		
70	265,800	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300		
71	267,000	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600		
72	268,300	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900		

73	269,500	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200		
74	270,900	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500		
75	272,300	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800		
76	273,600	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100		
77	274,900	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300		
78	276,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600		
79	277,700	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900		
80	278,900	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200		
81	280,100	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400		
82	281,300	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700		
83	282,500	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000		
84	283,600	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200		
85	284,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400		
86	285,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700		
87	287,200	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000		
88	288,500	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200		
89	289,700	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400		
90	290,900	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700		
91	292,000	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000		
92	293,200	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200		
93	294,300	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400		
94	295,500	323,400	349,800	383,400	415,300			
95	296,600	324,800	351,300	384,000	415,700			
96	297,800	326,100	352,800	384,500	416,100			
97	298,500	327,300	354,100	384,900	416,400			
98	299,800	328,600	355,300	385,300				
99	300,900	329,900	356,400	385,900				
100	302,200	331,200	357,600	386,400				

101	303,300	332,600	358,700	386,800				
102	304,500	333,500	359,800	387,300				
103	305,700	334,600	360,900	387,900				
104	306,900	335,800	362,100	388,400				
105	308,100	336,900	363,300	388,700				
106	309,100	338,000	363,800	389,100				
107	310,200	339,000	364,400	389,600				
108	311,200	340,100	365,000	389,900				
109	312,000	341,300	365,600	390,200				
110	312,600	342,300	366,100	390,700				
111	313,200	343,300	366,600	391,200				
112	313,900	344,200	367,100	391,700				
113	314,400	345,100	367,500	392,000				
114	314,900	346,000	367,900	392,500				
115	315,400	347,000	368,500	393,000				
116	316,000	348,000	369,000	393,500				
117	316,800	349,000	369,400	393,800				
118	317,500	349,500	369,900	394,300				
119	318,200	350,100	370,500	394,800				
120	318,900	350,700	371,000	395,300				
121	319,500	351,000	371,100	395,700				
122	320,300	351,400	371,700	396,200				
123	321,000	351,900	372,200	396,600				
124	321,800	352,300	372,600	397,100				
125	322,400	352,700	373,100	397,500				
126	322,700	353,100	373,600					
127	323,200	353,600	374,100					
128	323,700	354,000	374,600					

129	324,000	354,400	374,900					
130		354,800	375,400					
131		355,200	375,900					
132		355,600	376,400					
133		355,800	376,700					
134		356,300	377,200					
135		356,700	377,600					
136		357,000	378,000					
137		357,300	378,300					
138		357,700	378,800					
139		358,200	379,300					
140		358,700	379,800					
141		359,000	380,100					
142		359,500						
143		360,000						
144		360,500						
145		360,800						
再任用職員	240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表(1)

単位：円

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以	1	245,200	330,500	455,800	488,300	608,200
	2	247,700	333,500	458,100	490,400	614,300

外の職
員

3	250,200	336,400	460,300	492,500	620,400
4	252,700	339,400	462,600	494,600	626,500
5	255,000	342,100	464,800	496,700	632,400
6	258,800	345,400	467,100	498,800	637,800
7	262,600	348,500	469,400	500,900	643,200
8	266,400	351,600	471,600	503,000	648,600
9	270,000	354,500	473,600	505,100	653,800
10	274,000	357,400	475,700	507,100	658,300
11	278,000	360,500	477,800	509,100	662,800
12	282,000	363,700	479,900	511,100	667,300
13	285,800	366,700	482,000	512,900	671,800
14	289,800	370,300	483,800	514,700	675,900
15	293,700	373,500	485,600	516,600	680,000
16	297,600	377,200	487,400	518,500	683,900
17	301,400	380,800	489,100	520,200	687,700
18	305,000	383,500	490,900	522,000	691,300
19	308,500	386,300	492,700	523,800	694,900
20	312,100	389,000	494,500	525,600	698,500
21	315,700	391,900	496,100	527,400	702,100
22	319,400	394,500	497,800	529,200	705,500
23	322,900	397,100	499,600	531,000	709,000
24	326,400	399,500	501,400	532,800	712,500
25	329,900	401,800	503,000	534,400	716,100
26	332,700	404,100	504,300	536,200	719,600
27	335,300	406,400	505,600	537,900	723,100
28	337,900	408,700	506,900	539,700	726,600
29	340,700	411,000	508,100	541,300	730,200
30	342,800	413,100	509,400	542,900	733,700

31	345,000	415,100	510,700	544,300	737,200
32	347,400	417,200	512,000	545,900	740,700
33	349,700	419,300	513,000	547,400	744,300
34	352,100	421,200	513,800	548,800	747,800
35	354,300	423,200	514,600	550,200	751,300
36	356,800	425,200	515,400	551,500	754,800
37	359,200	427,200	516,300	552,700	758,400
38	361,600	429,200	517,100	553,700	761,900
39	364,000	431,200	518,000	554,700	765,400
40	366,200	433,200	518,800	555,700	768,900
41	368,500	435,100	519,700	556,700	772,500
42	369,900	436,900	520,600	557,600	776,000
43	371,400	438,600	521,300	558,500	779,500
44	372,800	440,400	522,200	559,400	783,000
45	374,300	442,300	523,100	560,200	786,600
46	375,700	444,100	523,900	561,100	790,100
47	377,200	445,900	524,800	562,000	793,600
48	378,700	447,600	525,700	562,900	797,100
49	379,900	449,400	526,500	563,800	800,700
50	380,900	451,100	527,400	564,700	
51	381,900	452,900	528,300	565,600	
52	382,800	454,700	529,000	566,300	
53	383,800	456,600	529,800	567,200	
54	384,700	457,800	530,700	568,100	
55	385,600	459,000	531,600	569,000	
56	386,500	460,200	532,500	569,900	
57	387,400	461,400	533,300	570,800	
58	388,300	462,400	534,200	571,700	

59	389,100	463,400	535,100	572,600	
60	389,900	464,400	536,000	573,500	
61	390,600	465,200	536,800	574,400	
62	391,100	465,900	537,700	575,300	
63	391,500	466,600	538,600	576,200	
64	392,000	467,300	539,500	577,100	
65	392,300	468,000	540,300	578,000	
66		468,700	541,200		
67		469,400	542,100		
68		470,100	543,000		
69		470,500	543,800		
70		471,200	544,700		
71		471,900	545,600		
72		472,600	546,500		
73		473,000	547,300		
74		473,600	548,200		
75		474,300	549,100		
76		475,000	550,000		
77		475,400	550,800		
78		476,000	551,700		
79		476,600	552,600		
80		477,100	553,500		
81		477,700	554,300		
82		478,200	555,200		
83		478,700	556,100		
84		479,200	557,000		
85		479,600	557,800		
86		480,200	558,700		

	87		480,600	559,600		
	88		481,100	560,500		
	89		481,600	561,300		
	90		482,200			
	91		482,800			
	92		483,200			
	93		483,700			
	94		484,300			
	95		484,900			
	96		485,500			
	97		486,000			
再任用 職員		295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表(2)

単位：円

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員	1	146,500	184,400	202,100	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	203,700	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	205,300	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	206,900	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	208,300	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	209,900	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	211,500	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	213,000	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700

9	158,800	197,000	214,500	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
10	160,500	198,700	216,100	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
11	162,200	200,300	217,600	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
12	164,000	202,000	219,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
13	165,500	203,600	220,700	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
14	167,400	205,200	222,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
15	169,400	206,800	223,600	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
16	171,300	208,400	225,100	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
17	173,200	209,900	226,400	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
18	175,100	211,500	227,800	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
19	176,900	213,200	229,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
20	178,800	214,900	230,700	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
21	180,700	216,200	232,000	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
22	182,200	217,700	233,300	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
23	183,700	219,100	234,500	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
24	185,200	220,600	235,800	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
25	186,800	222,000	237,100	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
26	188,300	223,400	238,500	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
27	189,800	224,700	239,800	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
28	191,200	226,000	241,200	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
29	192,700	227,400	242,600	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
30	194,000	228,800	244,200	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
31	195,300	230,300	245,800	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
32	196,600	231,700	247,300	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
33	198,000	233,000	248,700	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
34	199,400	234,300	250,200	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
35	200,800	235,300	251,600	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
36	202,200	236,600	253,100	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000

37	203,300	238,000	254,500	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
38	204,600	239,300	256,000	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
39	205,900	240,400	257,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
40	207,200	241,700	258,900	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
41	208,400	243,000	260,400	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
42	209,600	244,200	261,800	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	263,200	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	264,600	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	265,900	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	267,500	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	215,300	250,500	269,100	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	216,400	251,900	270,600	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	217,400	253,500	272,100	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	218,400	254,900	273,600	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	219,300	256,300	275,000	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	220,300	257,600	276,400	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	220,900	258,700	277,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	221,800	260,100	279,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	280,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	281,900	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	224,200	263,800	283,000	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	225,100	265,100	284,300	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	225,800	266,400	285,500	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	226,600	267,700	286,900	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	227,500	268,600	288,000	307,400	332,800	374,000	404,100	
62	228,300	269,800	289,200	308,600	333,100	374,700	404,400	
63	229,200	271,100	290,500	309,900	333,700	375,400	404,700	
64	230,300	272,400	291,700	311,100	334,400	376,100	405,000	

65	230,900	273,400	292,900	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	231,700	274,500	293,900	313,300	335,700	377,100		
67	232,500	275,500	294,800	314,100	336,400	377,800		
68	233,300	276,600	295,700	314,900	337,100	378,400		
69	234,000	277,700	296,600	315,500	337,800	378,800		
70	234,700	278,700	297,400	316,200	338,300	379,300		
71	235,400	279,800	298,300	316,900	338,900	379,800		
72	236,000	280,900	299,200	317,500	339,500	380,300		
73	236,700	281,700	299,900	318,200	339,800	380,900		
74	237,500	282,400	300,400	318,400	340,400	381,400		
75	238,300	282,900	300,900	319,000	340,900	382,000		
76	239,000	283,700	301,600	319,600	341,500	382,600		
77	239,600	284,500	302,300	320,200	342,000	383,100		
78	240,200	285,100	302,900	320,700	342,500	383,600		
79	240,800	285,700	303,400	321,200	343,000	384,100		
80	241,400	286,300	304,000	321,700	343,400	384,600		
81	241,700	287,000	304,600	322,300	343,700	384,900		
82	242,100	287,500	305,100	322,800	344,000	385,400		
83	242,500	287,900	305,500	323,200	344,400	385,800		
84	242,900	288,300	306,000	323,700	344,700	386,200		
85	243,300	288,500	306,300	324,200	345,200	386,600		
86		288,700	306,600	324,600	345,500			
87		288,900	306,800	324,800	345,800			
88		289,100	307,100	325,200	346,100			
89		289,500	307,500	325,600	346,500			
90		289,700	307,800	326,000	346,800			
91		289,900	308,100	326,400	347,200			
92		290,100	308,400	326,800	347,500			

93		290,500	308,800	327,100	347,900			
94		290,700	309,000	327,300	348,200			
95		290,900	309,300	327,700	348,500			
96		291,200	309,600	328,000	348,800			
97		291,600	309,900	328,200	349,100			
98		291,900	310,200	328,500	349,500			
99		292,100	310,400	328,800	349,900			
100		292,400	310,700	329,100	350,300			
101		292,700	311,000	329,300	350,800			
102		292,900	311,200	329,600	351,200			
103		293,100	311,500	330,000	351,600			
104		293,400	311,800	330,200	352,000			
105		293,700	312,000	330,300	352,500			
106			312,200	330,600				
107			312,400	331,000				
108			312,600	331,200				
109			312,800	331,400				
110			313,000	331,800				
111			313,200	332,200				
112			313,400	332,600				
113			313,600	332,800				
再任 用職 員	187,900	214,500	228,600	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定める者に適用する。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表(3)

単位：円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	160,100	187,600	211,800	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	213,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	215,700	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	217,600	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	219,300	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	221,100	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	222,900	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	224,700	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	226,400	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	227,700	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	228,800	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	230,000	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	231,300	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	232,600	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	233,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	234,900	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	236,000	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	237,200	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	238,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	239,600	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	240,800	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	242,100	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	243,400	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	244,800	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	246,100	263,400	287,700	325,800	377,500

26	204,600	230,500	247,600	264,700	289,500	327,200	379,100
27	205,900	232,200	249,000	265,900	291,300	328,700	381,000
28	207,200	233,900	250,500	267,200	293,000	330,300	382,900
29	208,400	235,500	251,900	268,400	294,600	331,600	384,700
30	209,600	236,900	253,400	269,900	296,200	333,100	386,400
31	210,900	238,200	254,800	271,500	297,800	334,500	388,300
32	212,100	239,300	256,100	272,900	299,500	336,000	390,100
33	213,400	240,600	257,500	274,500	300,900	337,600	391,800
34	214,700	241,700	258,800	276,000	302,400	339,100	393,500
35	216,000	242,600	259,900	277,300	304,000	340,700	395,300
36	217,300	243,700	261,100	278,600	305,600	342,200	397,000
37	218,700	244,800	262,500	280,200	307,100	343,900	398,600
38	220,100	245,900	263,700	281,600	308,500	345,500	400,300
39	221,400	246,800	264,900	283,100	310,000	347,000	402,100
40	222,800	247,900	266,200	284,500	311,600	348,600	403,900
41	223,800	248,600	267,300	286,100	313,200	349,800	405,400
42	225,200	249,500	268,500	287,600	314,600	351,300	406,900
43	226,600	250,400	269,700	289,100	316,000	352,800	408,400
44	228,000	251,300	271,000	290,700	317,500	354,200	409,700
45	229,200	252,100	272,000	292,000	318,500	355,800	410,800
46	230,600	253,100	273,200	293,400	319,900	356,800	411,900
47	231,900	254,000	274,400	294,900	321,300	358,300	413,000
48	233,200	255,000	275,700	296,400	322,800	359,600	414,200
49	234,300	256,000	276,800	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	278,100	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	279,300	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	280,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	281,900	303,200	329,300	366,600	420,100

54	239,700	262,200	283,300	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	284,700	305,900	332,100	368,900	422,200
56	241,700	265,000	286,100	307,300	333,400	370,100	423,300
57	242,600	266,600	287,400	308,300	334,300	371,200	424,400
58	243,600	268,200	288,800	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	290,200	310,700	336,800	373,100	425,500
60	245,300	271,200	291,600	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	292,900	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	294,300	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	295,700	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	296,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	298,400	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	299,800	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	301,200	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	302,600	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	303,500	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	304,800	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	306,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	307,200	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	308,500	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	309,500	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	310,700	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	312,000	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	313,300	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	314,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	315,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	316,900	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	317,800	336,000	359,100	386,900	

82	269,000	300,900	319,000	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	320,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	321,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	322,200	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	323,300	341,100	361,800	388,900	
87	274,000	306,700	324,300	342,000	362,400	389,400	
88	275,100	307,800	325,400	343,000	362,900	389,800	
89	276,100	309,100	326,500	344,000	363,300	390,100	
90	277,000	310,300	327,500	344,800	363,700	390,500	
91	277,900	311,500	328,500	345,600	364,300	391,000	
92	278,900	312,700	329,500	346,400	364,800	391,400	
93	279,900	313,500	330,200	347,000	365,100	391,800	
94	280,900	314,200	330,900	347,600	365,600		
95	281,800	314,900	331,600	348,300	366,000		
96	282,800	315,500	332,200	348,900	366,300		
97	283,600	316,200	332,700	349,300	366,900		
98	284,400	316,500	333,100	349,700	367,400		
99	285,000	317,100	333,600	350,200	367,900		
100	285,900	317,800	334,200	350,600	368,400		
101	286,700	318,200	334,600	351,100	369,000		
102	287,500	318,800	335,100	351,500	369,500		
103	288,300	319,400	335,700	352,000	370,000		
104	289,100	320,000	336,200	352,400	370,400		
105	289,800	320,400	336,500	352,700	371,000		
106	290,300	320,900	337,000	353,200	371,500		
107	290,800	321,400	337,500	353,600	372,000		
108	291,300	321,900	337,900	353,900	372,500		
109	291,500	322,300	338,300	354,400	373,100		

110	291,800	322,700	338,800	354,900	373,500		
111	292,000	323,000	339,200	355,400	374,000		
112	292,400	323,300	339,600	355,900	374,500		
113	292,700	323,700	340,000	356,400	375,100		
114	292,900	324,100	340,500	356,900			
115	293,300	324,500	340,900	357,400			
116	293,600	324,800	341,300	357,800			
117	293,900	325,000	341,600	358,200			
118	294,200	325,300	341,900	358,600			
119	294,500	325,700	342,400	359,100			
120	294,900	325,900	342,700	359,600			
121	295,200	326,100	343,000	360,000			
122	295,600	326,400	343,400	360,500			
123	295,900	326,700	343,800	361,000			
124	296,300	327,000	344,200	361,500			
125	296,500	327,200	344,500	361,800			
126	296,700	327,500					
127	297,000	327,900					
128	297,400	328,100					
129	297,600	328,200					
130	297,900	328,500					
131	298,300	328,900					
132	298,700	329,100					
133	298,900	329,400					
134	299,200	329,800					
135	299,600	330,200					
136	299,900	330,600					
137	300,100	330,900					

138	300,400	331,300					
139	300,800	331,700					
140	301,100	332,100					
141	301,300	332,400					
142	301,700	332,800					
143	302,100	333,100					
144	302,400	333,500					
145	302,500	333,800					
146	302,800	334,200					
147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100						
155	305,300						
156	305,600						
157	305,900						
158	306,200						
159	306,500						
160	306,800						
161	307,200						
162	307,500						
163	307,800						
164	308,100						
165	308,500						

	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用 職員		234,300	254,600	258,200	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定める者に適用する。

第2条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第5条第4項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき

1万円とする。

第11条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に同項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等以外のものが行政職8級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第23条第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第13項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の1.65」を「100分の1.575」に、「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第5までの規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」

という。) 第 11 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、新条例第 10 条第 3 項及び第 11 条の規定の適用については、新条例第 10 条第 3 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6, 500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職 8 級職員等」という。）にあっては、3, 500 円）、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 1 万円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8, 000 円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 1 万円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6, 500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9, 000 円）」と、新条例第 11 条第 1 項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

- 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有する

又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達し、職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
に至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至

った場合を除く。)

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは
」

「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは
「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは
「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、新条例第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、新条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、新条例第10条第3項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行政職8級職員等」という。))にあつては、3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、新条例第11条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。

伊勢崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
をここに公布する。

平成28年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第57号

伊勢崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。
以下「法」という。）の規定に基づき、伊勢崎市農業委員会（以下「農業委
員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」と
いう。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 法第8条第2項の規定により定める農業委員会の委員の定数は、19
人とする。

(推進委員の定数)

第3条 法第18条第2項の規定により定める推進委員の定数は、19人とす
る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法
律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する
ものとされる農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全
てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

(伊勢崎市農業委員会に関する条例の廃止)

2 伊勢崎市農業委員会に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第13号）は、
廃止する。

伊勢崎市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例を
ここに公布する。

平成28年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第58号

伊勢崎市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条
例

（趣旨）

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第
4号ハの規定に基づき、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設で
当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に伊勢崎市地域防災計
画に名称及び所在地を定めるものの用途及び規模を定めるものとする。

（用途及び規模）

第2条 水防法第15条第1項第4号ハの条例で定める用途及び規模は、工場、
作業場又は倉庫で、延べ床面積が1万平方メートル以上のものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例をここに公布する。

平成28年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第59号

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「子の」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）の」に改め、同条第4項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「子の」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）の」に、「要介護者の」を「第16条第1項に規定する要介護者の」に改める。

第12条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範

圏内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、規則で定める期間」を「指定期間」に改める。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第17条 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第2条 伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成29年1月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、第1条の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日

(以下「初日」という。) から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第60号

伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農業委員会会長	年額	631,800円
同 会長代理者	年額	354,600円
同 部会長	年額	354,600円
同 部会長代理者	年額	308,400円
同 委員	年額	301,800円

を

」

「

農業委員会会長	年額	786,000円
同 会長代理者	年額	508,800円
同 委員	年額	456,000円
農地利用最適化推進委員代表	年額	508,800円
同 代表職務代理者	年額	462,600円
同 委員	年額	456,000円

に改める。

附 則

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる伊勢崎市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第61号

伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次の

ように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額 第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した伊勢崎市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の伊勢崎市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における伊勢崎市職員退職手当支給条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

3 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項におい

て準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の伊勢崎市職員退職手当支給条例(以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。)第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する伊勢崎市職員退職手当支給条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する伊勢崎市職員退職手当支給条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第62号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第20条の2」に改める。

第1章第2節中第20条の次に次の1条を加える。

（徴収金の納付又は納入方法の特例）

第20条の2 納税義務者又は特別徴収義務者は、この条例の規定にかかわらず、徴収金（市たばこ税、特別土地保有税及び入湯税に係る徴収金を除く。）を電子情報処理組織（市の執行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該納税義務者又は特別徴収義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して納付し、又は納入することができる。

第51条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第63条の2第1項第1号中「当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。ただし、固定資産税にあつては当該書類を提出する者の個人番号に限る」に改める。

第111条の3第2項第1号中「個人番号又は」を削る。

附則第20条の2第1項中「第3条の2の第10項」を「第3条の2の2第10項」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改

め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある

場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第

7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1章第2節中第20条の次に1条を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に

提出する新条例第51条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の伊勢崎市市税条例（以下「旧条例」という。）第51条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第3条 新条例第111条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第111条の3第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第111条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例をここに公布する。

平成28年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第63号

伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会（第2条―第8条）

第3章 伊勢崎市いじめ問題調査委員会（第9条―第15条）

第4章 伊勢崎市いじめ問題再調査委員会（第16条―第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会、伊勢崎市いじめ問題調査委員会及び伊勢崎市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項の規定により、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携及び協力の推進
- (2) いじめ問題に関する情報共有及び意見交換
- (3) その他伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

第4条 連絡協議会は、委員13人以内で組織する。

2 連絡協議会の委員（以下この章において「委員」という。）は、法第14条第1項の規定により、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察その他の関係者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 連絡協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 連絡協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、連絡協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第3章 伊勢崎市いじめ問題調査委員会

(設置)

第9条 法第28条第1項の規定による調査を行うため、同項に規定する組織として教育委員会に伊勢崎市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査に関する事務を所掌する。

(組織)

第11条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 調査委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、医療、法律、心理又は学校教育に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期等)

第12条 委員の任期は、教育委員会の諮問のあった日から当該諮問に係る調査を終えた日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第13条 調査委員会に委員長を置く。

2 調査委員会の委員長（以下この章において「委員長」という。）は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第14条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 調査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第15条 委員長は、必要があると認めるときは、調査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第4章 伊勢崎市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第16条 法第30条第2項の規定による調査を行うため、同項に規定する附属機関として伊勢崎市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第17条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務を所掌する。

(組織)

第18条 再調査委員会は、委員4人以内で組織する。

2 再調査委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、医療、法律又は心理に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有

する者のうちから市長が委嘱する。

(任期等)

第19条 委員の任期は、市長の諮問のあった日から当該諮問に係る調査を終えた日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第20条 再調査委員会に委員長を置く。

2 再調査委員会の委員長（以下この章において「委員長」という。）は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第21条 再調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 再調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 再調査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第22条 委員長は、必要があると認めるときは、再調査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会及び調査委員会に関し必要な事項は教育委員会が、再調査委員会に関し必要な事項は市長が、それぞれ別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1 学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
いじめ問題調査委員会委員長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
いじめ問題再調査委員会委員長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第64号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例(平成17年伊勢崎市条例第218号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)」を「及び氏名」に改める。

附則第15項を附則第17項とし、附則第14項を附則第16項とし、附則第13項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税

等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第24条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第24条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配

当等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）附則第14項及び第15項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

(経過措置)

3 新条例第29条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第29条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の伊勢崎市国民健康保険税条例第29条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第65号

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第60条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第61条—第63条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第64条—第66条）

第3節 運営に関する基準（第67条—第81条）

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第82条）

第2節 人員に関する基準（第83条—第85条）

第3節 設備に関する基準（第86条・第87条）

第4節 運営に関する基準（第88条—第109条）

を

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第110条）

第2節 人員に関する基準（第111条—第113条）

第3節 設備に関する基準（第114条）

第4節 運営に関する基準（第115条—第129条）

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第130条）

第2節 人員に関する基準（第131条・第132条）

第3節 設備に関する基準（第133条）

第4節 運営に関する基準（第134条—第149条）

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針（第150条）

第2節 人員に関する基準（第151条）

第3節 設備に関する基準（第152条）

第4節 運営に関する基準（第153条—第177条）

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第178条・第179条）

第2款 設備に関する基準（第180条）

第3款 運営に関する基準（第181条—第189条）

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第190条）

第2節 人員に関する基準（第191条—第193条）

第3節 設備に関する基準（第194条・第195条）

第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）

」

「

第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第60条）

第2節 人員に関する基準（第61条・第62条）

第3節 設備に関する基準（第63条）

第4節 運営に関する基準（第64条—第78条）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

に

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第79条・第80条）

第2款 人員に関する基準（第81条・第82条）

第3款 設備に関する基準（第83条・第84条）

第4款 運営に関する基準（第85条—第96条）

第5章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第97条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第98条—第100条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第101条—第103条）

第3節 運営に関する基準（第104条—第109条）

第6章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第110条）

第2節 人員に関する基準（第111条—第113条）

第3節 設備に関する基準（第114条・第115条）

第4節 運営に関する基準（第116条—第136条）

第7章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第137条）

第2節 人員に関する基準（第138条—第140条）

第3節 設備に関する基準（第141条）

第4節 運営に関する基準（第142条—第156条）

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第157条）

第2節 人員に関する基準（第158条・第159条）

第3節 設備に関する基準（第160条）

第4節 運営に関する基準（第161条—第176条）

第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針（第177条）

第2節 人員に関する基準（第178条）

第3節 設備に関する基準（第179条）

第4節 運営に関する基準（第180条—第204条）

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第205条・第206条）

第2款 設備に関する基準（第207条）

第3款 運営に関する基準（第208条—第216条）

第10章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第217条）

第2節 人員に関する基準（第218条—第220条）

第3節 設備に関する基準（第221条・第222条）

第4節 運営に関する基準（第223条—第229条）

」

改める。

第6条第5項第1号中「第151条第12項」を「第178条第12項」に改め、同項第4号中「第83条第1項」を「第111条第1項」に改め、同項第5号中「第111条第1項」を「第138条第1項」に、「第64条第1項、第65条、第83条第6項、第84条第3項及び第85条」を「第101条第1項、第102条、第111条第6項、第112条第3項及び第113条」に改め、同項第6号中「第130条第1項」を「第157条第1項」に、「第64条第1項、第65条第1項及び第83条第6項」を「第101条第1項、第102条第1項及び第111条第6項」に改め、同項第7号中「第150条第1項」を「第177条第1項」に、「第64条第1項、第65条第1項及び第83条第6項」を「第101条第1項、第102条第1項及び第111条第6項」に改め、同項第8号中「第191条第1項」を「第218条第1項」に、「第5章から第8章まで」を「第6章から第9章まで」に改め、同条第12項中「第191条第10項」を「第218条第10項」に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第64条、第86条及び第87条」に改める。

第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条まで」を「第69条、第71条、第74条、第75条、第116条から第119条まで、第122条から第124条まで、第126条、第127条及び第129条から第134条まで」に改め、同条後段中「第202条」を「第229条」に、「第101条」を「第129条」に、「とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第90条及び第98条中」を

「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第118条及び第126条中」に、「第107条」を「第134条」に、「第83条第6項」を「第111条第6項」に、「第191条第7項各号」を「第218条第7項各号」に改め、同条を第229条とする。

第201条第2項第3号中「第197条第6号」を「第224条第6号」に改め、同項第4号中「第198条第2項」を「第225条第2項」に改め、同項第5号中「第199条第9項」を「第226条第9項」に改め、同項第10号中「第106条第2項」を「第75条第2項」に改め、同条を第228条とする。

第200条を第227条とし、第199条を第226条とし、第198条を第225条とする。

第197条第9号中「第199条第1項」を「第226条第1項」に改め、同条を第224条とする。

第196条を第223条とする。

第9章第3節中第195条を第222条とし、第194条を第221条とする。

第9章第2節中第193条を第220条とし、第192条を第219条とし、第191条を第218条とする。

第190条中「第81条」を「第110条」に改め、第9章第1節中同条を第217条とする。

第9章を第10章とする。

第189条中「第72条、第76条、第106条」を「第69条、第73条、第75条」に、「第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条まで」を「第180条から第182条まで、第185条、第188条、第190条から第19

4条まで及び第198条から第203条まで」に改め、同条後段中「第186条」を「第213条」に、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第8章第5節」を「第9章第5節」に、「第106条第1項」を「第75条第1項」に、「小規模多機能型居宅介護」を「地域密着型通所介護」に、「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に、「第167条」を「第194条」に、「第158条」を「第185条」に、「第189条」を「第216条」に、「第157条第5項」を「第184条第5項」に、「第182条第7項」を「第209条第7項」に、「第177条」を「第204条」に、「第175条第3項」を「第202条第3項」に、「第176条第2項第2号」を「第203条第2項第2号」に、「第155条第2項」を「第182条第2項」に改め、第8章第5節第3款中同条を第216条とする。

第188条を第215条とし、第181条から第187条までを27条ずつ繰り下げる。

第8章第5節第2款中第180条を第207条とする。

第8章第5節第1款中第179条を第206条とし、第178条を第205条とする。

第177条中「第72条、第76条、第106条」を「第69条、第73条及び第75条」に改め、同条後段中「第168条」を「第195条」に、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第8章第4節」を「第9章第4節」に、「第106条第1項」を「第75条第1項」に、「小規模多機能型居宅介護」を「地域密着型通所介護」に、「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改め、第8章第4節中同条を第204条とする。

第176条第2項第2号中「第155条第2項」を「第182条第2項」に改め、同項第3号中「第157条第5項」を「第184条第5項」に改め、同項第7号中「第106条第2項」を「第75条第2項」に改め、同条を第203条とする。

第175条を第202条とし、第174条を第201条とし、第173条を第200条とする。

第172条第2項中「定めておくよう努めなければならない」を「定めておかなければならない」に改め、同条を第199条とする。

第171条を第198条とし、第168条から第170条までを27条ずつ繰り下げる。

第167条中「第158条」を「第185条」に改め、同条第5号中「第157条第5項」を「第184条第5項」に改め、同条第6号中「第177条」を「第204条」に改め、同条第7号中「第175条第3項」を「第202条第3項」に改め、同条を第194条とする。

第166条を第193条とし、第157条から第165条までを27条ずつ繰り下げる。

第156条第1項中「第181条第1項」を「第208条第1項」に改め、同条第3項第1号中「第181条第3項第1号」を「第208条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第181条第3項第2号」を「第208条第3項第2号」に改め、同条を第183条とする。

第155条を第182条とし、第154条を第181条とし、第153条を第180条とする。

第152条第1項第1号アただし書中「、2人」を「2人と、入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は4人以下」に改め、第8章第3節中同条を第179条とする。

第151条第3項ただし書中「第178条」を「第205条」に、「第187条第2項」を「第214条第2項」に改め、同条第4項中「第180条第1項第3号」を「第207条第1項第3号」に改め、同条第16項中「第83条若しくは第191条」を「第111条若しくは第218条」に改め、第8章第2節中同条を第178条とする。

第8章第1節中第150条を第177条とする。

第8章を第9章とする。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第100条及び第106条第1項から第4項まで」を「第69条、第73条、第74条、第75条第1項から第4項まで及び第128条」に改め、同条後段中「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第7章第4節」を「第8章第4節」に、「第106条

第1項」を「第75条第1項」に、「小規模多機能型居宅介護」を「地域密着型通所介護」に、「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「「6月」とあるのは「2月」」に改め、第7章第4節中同条を第176条とする。

第148条第2項第2号中「第136条第2項」を「第163条第2項」に改め、同項第3号中「第138条第5項」を「第165条第5項」に改め、同項第4号中「第146条第3項」を「第173条第3項」に改め、同項第8号中「第106条第2項」を「第75条第2項」に改め、同条を第175条とする。

第147条第2項中「定めておくよう努めなければならない」を「定めておかなければならない」に改め、同条を第174条とする。

第146条を第173条とし、第140条から第145条までを27条ずつ繰り下げる。

第139条第1項中「第131条第1項第4号」を「第158条第1項第4号」に改め、同条を第166条とする。

第138条を第165条とし、第135条から第137条までを27条ずつ繰り下げる。

第134条第1項中「第145条」を「第172条」に改め、同条を第161条とする。

第7章第3節中第133条を第160条とする。

第7章第2節中第132条を第159条とする。

第131条第9項中「第83条」を「第111条」に、「第191条」を「第218条」に改め、同条を第158条とする。

第7章第1節中第130条を第157条とする。

第7章を第8章とする。

第129条中「第72条、第77条、第100条、第103条、第105条及び第106条第1項から第4項まで」を「第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第128条、第131条及び第133条」に改め、同条後段中「第123条」を「第150条」に、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第6章第4節」を「第7章第4節」に、「第100条」を「第7

5条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第128条に、「第103条」を「第131条」に改め、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削り、第6章第4節中同条を第156条とする。

第128条第2項第2号中「第116条第2項」を「第143条第2項」に改め、同項第3号中「第118条第6項」を「第145条第6項」に改め、同項第7号中「第106条第2項」を「第75条第2項」に改め、同条を第155条とする。

第127条を第154条とする。

第126条第2項中「定めておくよう努めなければならない」を「定めておかなければならない」に改め、同条を第153条とする。

第125条を第152条とし、第120条から第124条までを27条ずつ繰り下げる。

第119条第1項中「第111条第5項」を「第138条第5項」に改め、同条を第146条とする。

第118条を第145条とし、第115条から第117条までを27条ずつ繰り下げる。

第114条第2項中「第125条」を「第152条」に改め、第6章第3節中同条を第141条とする。

第6章第2節中第113条を第140条とし、第112条を第139条とする。

第111条第1項中「第114条」を「第141条」に改め、同条第4項中「第83条」を「第111条」に、「第191条」を「第218条」に改め、同条を第138条とする。

第6章第1節中第110条を第137条とする。

第6章を第7章とする。

第109条中「第72条、第74条及び第77条」を「第69条、第71条、

第74条及び第75条」に改め、同条後段中「第101条」を「第129条」に、「第74条第3項」を「第71条第3項」に、「認知症対応型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第5章第4節」を「第6章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」に改め、第5章第4節中同条を第136条とする。

第108条第2項第4号中「第93条第6号」を「第121条第6号」に改め、同項第8号中「第106条第2項」を「次条において準用する第75条」に改め、同条を第135条とする。

第107条中「第83条第6項」を「第111条第6項」に改め、同条を第134条とし、第106条を削り、第105条を第133条とする。

第104条第2項中「定めておくよう努めなければならない」を「定めておかななければならない」に改め、同条を第132条とする。

第103条を第131条とし、第98条から第102条までを28条ずつ繰り下げる。

第97条第1項中「第83条第12項」を「第111条第12項」に改め、同条を第125条とする。

第96条を第124条とし、第89条から第95条までを28条ずつ繰り下げる。

第88条中「第83条第12項」を「第111条第12項」に、「第94条」を「第122条」に改め、同条を第116条とする。

第5章第3節中第87条を第115条とし、第86条を第114条とする。

第5章第2節中第85条を第113条とする。

第84条第2項中「第192条第1項」を「第219条第1項」に改め、同条第3項中「第193条」を「第220条」に、「第112条第2項、第113条」を「第139条第2項、第140条」に改め、同条を第112条とする。

第83条第8項中「第191条第1項」を「第218条第1項」に改め、同条第12項中「第97条第1項」を「第125条第1項」に改め、同条を第1

11条とする。

第5章第1節中第82条を第110条とする。

第5章を第6章とする。

第81条中「及び第53条」を「、第53条、第64条、第65条、第69条及び第71条から第76条まで」に、「第73条」を「第107条」に改め、「「認知症対応型通所介護従業者」と」の次に「、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第100条第4項」と」を加え、第4章第3節中同条を第109条とする。

第80条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第76条第2項」に改め、同項第6号中「第78条第2項」を「次条において準用する第75条第2項」に改め、同条を第108条とする。

第74条から第79条までを削る。

第73条第4号中「第61条第4項又は第65条第1項」を「第98条第4項又は第102条第1項」に改め、「。第75条において同じ」を削り、同条を第107条とする。

第72条を削る。

第71条第1項中「第62条又は第66条」を「第99条又は第103条」に改め、「及び次条」を削り、同条を第106条とする。

第70条第4号中「第61条第1項又は第64条第1項」を「第98条第1項又は第101条第1項」に改め、同条を第105条とする。

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第104条とする。

第67条及び第68条を削る。

第66条第2項中「第62条第2項」を「第99条第2項」に改め、第4章第2節第2款中同条を第103条とする。

第65条第2項中「第83条第7項」を「第111条第7項」に改め、同条を第102条とする。

第64条第1項中「第111条、第131条若しくは第151条」を「第1

38条、第158条若しくは第178条」に改め、同条を第101条とする。

第63条第4項中「内容を」の次に「当該サービスの提供の開始前に」を加え、第4章第2節第1款中同条を第100条とする。

第62条を第99条とする。

第61条第4項中「第63条第2項第1号ア」を「第100条第2項第1号ア」に改め、同条を第98条とする。

第60条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削り、第4章第1節中同条を第97条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第60条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第61条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、

第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第62条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第63条 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を

備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第64条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保

健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第65条 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第66条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第67条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第68条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、

希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
(管理者の責務)

第69条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
(運営規程)

第70条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域

- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第71条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第72条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第73条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第74条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第76条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介

護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第63条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第77条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第75条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第78条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第79条 前各節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第89条に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第80条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第81条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(管理者)

第82条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を提供するために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第83条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第84条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第85条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第92条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第90条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第93条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第86条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第87条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努め

なければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第88条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第89条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（県指定居宅サービス等基準条

例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（緊急時等の対応）

第90条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるように配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第93条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

（管理者の責務）

第91条 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第92条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第93条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、

又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第94条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第95条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第76条第2項に規定する事故の状況及び事故に

際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第75条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第96条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第65条（第3項第2号を除く。）、第66条及び第71条から第76条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第84条第4項」と読み替えるものとする。

附則第2条中「第114条第1項」を「第141条第1項」に改める。

附則第3条及び第4条中「第152条第1項第7号ア」を「第179条第1項第7号ア」に改める。

附則第5条中「第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号」を「第179条第1項第8号及び第207条第1項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年3月31日から施行する。

(伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項及び第7項中「第61条第1項」を「第98条第1項」に改める。

第7条第5項中「第63条」を「第100条」に改める。

第8条第1項中「第111条」を「第138条」に、「第130条第1項」を「第157条第1項」に、「第150条第1項」を「第177条第1項」に、「第64条第1項」を「第101条第1項」に、「第131条若しくは第151条」を「第158条若しくは第178条」に改め、同条第2項中「第64条第1項」を「第101条第1項」に改める。

第44条第1項中「第83条第1項」を「第111条第1項」に、「第82条」を「第110条」に改め、同条第7項及び第8項中「第191条第1項」を「第218条第1項」に改め、同条第13項中「第83条」を「第111条」に改める。

第45条第2項中「第192条第1項本文」を「第219条第1項本文」に改め、同条第3項中「第193条」を「第220条」に改める。

第47条第1項中「第83条第1項」を「第111条第1項」に改める。

第48条第5項中「第87条」を「第115条」に改める。

第70条第1項中「第111条第1項」を「第138条第1項」に、「第110条」を「第137条」に改め、同条第4項中「第83条」を「第111条」に改め、同条第10項中「第111条」を「第138条」に改める。

第73条第7項中「第114条」を「第141条」に改める。

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第66号

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第60条第2項及び第82条第2項中「定めておくよう努めなければならない」を「定めておかななければならない」に改める。

附 則

この条例は、平成29年3月31日から施行する。

伊勢崎市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第67号

伊勢崎市体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市体育施設条例（平成17年伊勢崎市条例第128号）の一部を次のように改正する。

別表第3の13の項(1)中「フィールド」の次に「(ウォーミングアップ場を含む。)」を加える。

第2条 伊勢崎市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1伊勢崎市第二市民体育館の項の次に次のように加える。

伊勢崎市つなとりスポーツ広場	伊勢崎市連取町3008番地1
----------------	----------------

別表第2伊勢崎市第二市民体育館の項の次に次のように加える。

伊勢崎市つなとりスポーツ広場	通年	午前8時から午後7時まで	12月29日から翌年の1月3日まで
----------------	----	--------------	-------------------

別表第3中21の項を22の項とし、2の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 伊勢崎市つなとりスポーツ広場

利用は、無料とする。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年2月15日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。